審査意見への対応を記載した書類（9 月）

（目次）　医学系研究科看護学専攻博士後期課程

1.「設置の趣旨等を記載した書類（資料)」の「添付資料 12（入学から修了までのスケジュール)」において、長期履修制度を活用する社会人学生用のスケジュールについても明示することが望ましい。(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2.「設置の趣旨等を記載した書類（本文)」p. 18 において、「研究成果が査読を通過し学術誌に掲載されることは、当該能力が客観的かつ国際的水準に照らして確認されたことを示す客観的根拠として位置付けられる。」との記載が追記されたが、「査読付き学術誌」であっても国際的水準が担保されるとは限らないことから、ディプロマ・ポリシーに定める能力の評価指標を明示することが望ましい。(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3.「設置の趣旨等を記載した書類（本文)」p. 27 の「（２）出願資格認定審査」において、修士課程修了と同等の学力を有すると判断されるが、正式な修士の学位を有しない者について出願資格認定審査を行う際に、「看護資格の有無や経験については不問」との記載が追記されたが、本課程は「看護学の高度な専門知識」を有することを教育目標に掲げているにもかかわらず、出願資格認定審査の際に看護資格を不問とすることの妥当性について、明確に説明すること。また看護資格や経験がない学生に「看護学の高度な専門知識」を身に付けさせるための十分なカリキュラム・体制を整えているか判然としないことから、看護資格の有無や経験を不問とするのであれば、出願資格認定審査における看護学の基礎的研究能力の評価方法についての説明が不足しているため、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【教育課程等】

（改善事項）医学系研究科看護学専攻博士後期課程

1.「設置の趣旨等を記載した書類（資料)」の「添付資料 12（入学から修了までのスケジュール)」において、長期履修制度を活用する社会人学生用のスケジュールについても明示することが望ましい。

（対応）

添付資料 12「入学から修了までのスケジュール」について、修業年限である３年履修のスケジュールに加え、長期履修の代表例として５年履修のスケジュールを追加する。

なお、4 年又は 6 年の長期履修を認める場合には、所定の授業科目、研究指導及び審査過程を変更することなく、学生の履修計画及び研究計画に応じて、それぞれの実施時期を個別に調整する。

表 3-1　3 年の場合の履修モデル

区分	授業科目	履修区分	1年次		2年次		3年次		合計
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門科目	看護学教育論	必修	1						1
	看護学研究方法論	必修	1						1
	ヘルスケア・イノベーション特講	必修		2					2
	地域包括ケア看護学特講	必修	2						2
	地域包括ケア看護学演習	必修			2				2
	特別研究	必修	6						6
	看護政策特講	選択							
	データサイエンス特講	選択	1						1
	ヘルステック特講	選択	1						1
	合計								16

※設置の趣旨等を記載した書類　１６ページより

表 3-3　5 年の場合の履修モデル

区分	授業科目	履修区分	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		合計
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門科目	看護学教育論	必修	1										1
	看護学研究方法論	必修	1										1
	ヘルスケア・イノベーション特講	必修				2							2
	地域包括ケア看護学特講	必修			2								2
	地域包括ケア看護学演習	必修						2					2
	特別研究	必修	6										6
	看護政策特講	選択		1									1
	データサイエンス特講	選択											
	ヘルステック特講	選択			1								1
	合計												16

※設置の趣旨等を記載した書類　１７ページより

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（資料）７４ページより

新	旧
添付資料 12 入学から修了までのスケジュール （修正後の添付資料については、別紙 1 を参照。）	添付資料 12 入学から修了までのスケジュール （修正前の添付資料については、別紙 2 を参照。）

別紙１

設置の趣旨等を記載した書類　添付資料 12
入学から修了までのスケジュール

表１　３年履修の入学から修了までのスケジュール

学年		月	学生	指導教員	看護学専攻
１年次	前期	4月	**入学**		
			・研究指導教員届		・主研究指導教員1人，副研究指導教員2人を決定
			・研究計画の作成	・履修指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・専門科目，選択科目，特別研究の履修	・研究指導	
			・研究課題の明確化 文献レビュー，研究目的，研究手法の検討		
	後期	10月	・フィールドワーク　＊特別研究		
		1月	・研究計画の立案・研究計画書の作成		・**中間審査（研究計画発表会）**審査委員3人（主査1人，副査2人）
			研究計画書の修正		
			・倫理審査の受審・承認		・**倫理審査委員会** 倫理審査委員会で承認を得る
			・研究遂行　データ収集開始		
２年次	前期	4月	・研究計画の作成	・研究指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・特別研究の履修		
			・フィールドワーク＊地域包括ケア看護学演習		
			・研究遂行　データ分析開始		
	後期	10月	・特別研究の履修		
			・データ分析完了		
			・考察，結論の構築		
３年次	前期	4月	・研究計画の作成	・博士論文作成指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・特別研究の履修		
			・博士論文の執筆		
			・論文投稿		
			・国内および国際学会での発表		
	後期	10月	・特別研究の履修		
		1月	・最終博士論文提出		・**学位論文審査委員会**　審査委員3人（主査1人，副査2人）
		2月	・学位授与の申請		・**最終試験（公開発表会）**
		3月	**修了　学位授与式**		論文審査，プレゼンテーション，質疑応答

表２　５年履修（長期履修）の入学から修了までのスケジュール

学年		月	学生	指導教員	看護学専攻
1年次	前期	4月	**入学**		
			・研究指導教員届 →		・主研究指導教員1人，副研究指導教員2人を決定
			・研究計画の作成	・履修指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・専門科目，選択科目，特別研究の履修	・研究指導	
	後期	10月	・専門科目，選択科目，特別研究の履修		
2年次	前期	4月	・研究計画の作成	・研究指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・専門科目，選択科目，特別研究の履修		
			・研究課題の明確化 文献レビュー，研究目的，研究手法の検討		
	後期		・フィールドワーク　＊特別研究		
		10月	・研究計画の立案・研究計画書の作成 →		・**中間審査（研究計画発表会）**審査委員3人（主査1人，副査2人）
			研究計画書の修正		
			・倫理審査の受審・承認 →		・**倫理審査委員会** 倫理審査委員会で承認を得る
			・研究遂行　データ収集開始		
3年次	前期	4月	・研究計画の作成	・研究指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・特別研究の履修		
			・フィールドワーク＊地域包括ケア看護学演習		
			・研究遂行　データ収集		
	後期	10月	・特別研究の履修		
			・データ分析		
4年次	前期	4月	・研究計画の作成	・博士論文作成指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・特別研究の履修		
			・データ分析完了		
	後期	10月	・特別研究の履修		
			・考察，結論の構築		
5年次	前期	4月	・研究計画の作成	・博士論文作成指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・特別研究の履修		
			・博士論文の執筆		
			・論文投稿		
			・国内および国際学会での発表		
	後期	10月	・特別研究の履修		
		1月	・最終博士論文提出 →		・**学位論文審査委員会**　審査委員3人（主査1人，副査2人）
		2月	・学位授与の申請		・**最終試験（公開発表会）**
		3月	**修了　学位授与式**		論文審査，プレゼンテーション，質疑応答

別紙 2

設置の趣旨等を記載した書類　添付資料 12
入学から修了までのスケジュール

入学から修了までのスケジュール

学年		月	学生	指導教員	看護学専攻
1年次	前期	4月	**入学**		
			・研究指導教員届		・主研究指導教員1人，副研究指導教員2人を決定
			・研究計画の作成	・履修指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・専門科目，選択科目，特別研究の履修	・研究指導	
			・研究課題の明確化 文献レビュー，研究目的，研究手法の検討		
	後期	10月	・フィールドワーク　＊特別研究		
		1月	・研究計画の立案・研究計画書の作成		・**中間審査（研究計画発表会）**審査委員3人（主査1人，副査2人）
			研究計画書の修正		
			・倫理審査の受審・承認		・**倫理審査委員会** 倫理審査委員会で承認を得る
			・研究遂行　データ収集開始		
2年次	前期	4月	・研究計画の作成	・研究指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・特別研究の履修		
			・フィールドワーク＊地域包括ケア看護学演習		
			・研究遂行　データ分析開始		
	後期	10月	・特別研究の履修		
			・データ分析完了		
			・考察，結論の構築		
3年次	前期	4月	・研究計画の作成	・博士論文作成指導	・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成
			・特別研究の履修		
			・博士論文の執筆		
			・論文投稿		
			・国内および国際学会での発表		
	後期	10月	・特別研究の履修		
		1月	・最終博士論文提出		・**学位論文審査委員会**　審査委員3人（主査1人，副査2人）
		2月	・学位授与の申請		・**最終試験（公開発表会）**
		3月	**修了　学位授与式**		論文審査，プレゼンテーション，質疑応答

【教育課程等】

（改善事項）医学系研究科看護学専攻博士後期課程

２．「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p.18 において、「研究成果が査読を通過し学術誌に掲載されることは、当該能力が客観的かつ国際的水準に照らして確認されたことを示す客観的根拠として位置付けられる。」との記載が追記されたが、「査読付き学術誌」であっても国際的水準が担保されるとは限らないことから、ディプロマ・ポリシーに定める能力の評価指標を明示することが望ましい。

（対応）

ディプロマ・ポリシー「高度な専門知識と研究能力」の到達度については、査読付き学術誌への原著論文の投稿、査読結果、受理又は掲載実績のみをもって評価するものではないことから、下記のとおり、学位論文審査及び最終試験（公開発表及び口頭試問）における評価項目、評価主体及び評価方法を明示する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（18 ページ）

新	旧
４．研究指導 （省略） なお、ディプロマ・ポリシーに定める能力への到達度の評価指標は以下のとおりである。 ① 高度な専門知識と研究能力 研究課題の設定から研究方法の選択、データの分析及び結果の解釈に至る一連の研究過程を主体的に遂行し、その成果を学術的に発信する能力について、学位論文審査及び最終試験（公開発表及び口頭試問）において総合的に評価する。 評価に当たっては、「研究課題設定の妥当性・独創性」、「研究方法の適切性」、「データ分析及び結果解釈の論理性」、「倫理的妥当性」、「看護学への学術的・実践的貢献」、「研究成果の発信能力」を評価項目とし、ディプロマ・ポリシーに定める「高度な専門知識と研究能力」への到達状況を判定する。 各評価項目について、学位論文審査委員会が学位論文、公開発表及び口頭試問の結果に基づいて評価し、すべての項目について博士後期課程修了者として求める水準に到達し	４．研究指導 （省略） なお、ディプロマ・ポリシーに定める能力への到達度の評価指標は以下のとおりである。 ① 高度な専門知識と研究能力 研究課題の設定から方法の選択、データの分析及び結果の解釈に至る一連の研究過程を主体的に遂行し、その成果を学術的に発信する過程を通じて評価する。 具体的には、査読付き学術誌への原著論文の投稿及び査読を経た評価は、研究課題の適切性、方法論の妥当性、分析及び解釈の論理性、ならびに倫理性や学術的貢献が専門家により検証されたものであり、研究を自律的に遂行する能力を有することを示す指標となる。さらに、研究成果が査読を通過し学術誌に掲載されることは、当該能力が客観的かつ国際的水準に照らして確認されたことを示す客観的根拠として位置付けられる。特に看護学領域においては、実践に根ざした複雑な課題に対応するため、研究の妥当性や解釈の適切性が外部の専門家により検証されることが

ていることを確認する。 　なお、査読付き学術誌への原著論文に対する査読結果並びに受理又は掲載実績については、学外の専門家による評価を受けた実績として、学位論文審査及び最終試験による評価を補完する資料に位置付ける。 （以下省略）	不可欠であり、査読付き学術誌への掲載は当該能力を評価する上で重要な指標となる。 （以下省略）

【入学者選抜】

（是正事項）医学系研究科看護学専攻博士後期課程

３.「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p.27 の「（２）出願資格認定審査」において、修士課程修了と同等の学力を有すると判断されるが、正式な修士の学位を有しない者について出願資格認定審査を行う際に、「看護資格の有無や経験については不問」との記載が追記されたが、本課程は「看護学の高度な専門知識」を有することを教育目標に掲げているにもかかわらず、出願資格認定審査の際に看護資格を不問とすることの妥当性について、明確に説明すること。また看護資格や経験がない学生に「看護学の高度な専門知識」を身に付けさせるための十分なカリキュラム・体制を整えているか判然としないことから、看護資格の有無や経験を不問とするのであれば、出願資格認定審査における看護学の基礎的研究能力の評価方法についての説明が不足しているため、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（対応）

1.「看護学の高度な専門知識」を有することを教育目標に掲げているにもかかわらず、出願資格認定審査の際に看護資格を不問とすることの妥当性について

本課程は、看護職としての能力向上を主目的とするものではなく、看護学に関する高度な知見を創出し、その成果を研究・教育・実践に還元することを通じて、看護学の発展に寄与できる人材の養成を目的としている。そのため、出願資格認定審査においては、看護師免許の有無のみをもって出願資格を判断するのではなく、看護学に関する学修歴、研究歴、研究実績等を総合的に評価することとしている。

また、看護学を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、海外において看護学を修めた者や、保健医療関連分野において看護学上の課題に関する研究実績を有する者又は看護学研究に直接関連する専門知識を有する者についても、個別の審査により、本課程における教育研究を遂行するために必要な看護学に関する基礎的知識及び研究能力を有していることを確認した上で、出願資格を認定し、入学者選抜の対象とすることは、看護学の発展に資するものと考えている。

なお、看護師免許又は臨床経験を出願要件として一律に求めないことは、看護学に関する基礎的知識及び研究能力を問わないことを意味するものではない。例えば、海外において看護師資格を取得しているものの日本の看護師免許を有しない者、看護学に関する教育課程を修了しているものの臨床経験を有しない者等についても、個々の学修歴、研究歴及び研究実績等を確認した上で、博士後期課程における教育研究を遂行する能力を有しているかを審査する。

2. 出願資格認定審査における看護学の基礎的研究能力の評価方法について

出願資格認定審査においては、学歴・研究歴等を示す証明書、研究業績調書及び研究計画の概要を含む出願資格認定申請書等による書類審査により、本課程における教育・研究を遂行するために必要な看護に関する専門性をはじめ、保健・医療・福祉等の関連領域に関する専門性、研究課題を適切に設定する能力、研究計画を立案する能力、研究倫理に関する理解等を確認し、本課程において研究を遂行するために必要な基礎的知識及び能力を有しているかを判断する。

3. 看護師免許又は臨床経験を出願要件として一律に求めない場合に、養成する人材像に掲げる人材をどのように養成するのかについて

本課程では、出願資格認定審査において、看護学に関する基礎的知識及び研究能力を有していることを確認し、出願資格を認定された者について、入学者選抜により研究遂行能力、研究課題に対する理解及び本課程への適性を評価する。

入学後は、「看護学教育論」、「看護学研究方法論」、「地域包括ケア看護学特講」及び「地域包括ケア看護学演習」等の授業科目を通じて、看護学の理論、研究方法及び地域包括ケアに関する専門知識を体系的に学修させる。加えて、研究指導教員等による継続的な研究指導により、看護学における高度な専門知識、研究方法及び研究倫理等を修得させる。また、学生の学修歴、研究歴、研究課題及び研究の進展に応じて、看護学に関する文献講読、研究会への参加及び個別指導等を行い、専門知識及び研究能力の深化を図る体制を整えている。

したがって、本課程では、看護師免許又は臨床経験の有無のみをもって本課程における学修及び研究の遂行可能性を判断するのではなく、出願資格認定審査における能力確認、入学者選抜及び入学後の体系的な教育・研究指導を組み合わせることにより、看護学の高度な専門知識及び研究能力を有する人材を養成する。

以上のことを踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を以下新旧対照表のとおり修正する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（18 ページ）

新	旧
４．研究指導 （省略） 面談に応じる研究指導教員は、自己の専門分野と学生の研究希望内容を確認し、研究指導の可否を判断する。学生は、希望する研究指導教員の同意を得たうえで、出願手続を行うものとする。研究指導は、主研究指導教員を中心に、副研究指導教員を加えた複数教員体制で実施する。主研究指導教員は原則、学生が出願時に申請があった教員とし、学生の学修歴、研究歴及び研究課題を踏まえながら、学生の履修指導及び学位取得に必要な研究指導を実施する。また、研究課題への研究指導が可能な副研究指導教員を１名配置し、主研究指導教員と副研究指導教員による複数教員指導体制を採用し、研究計画立案から学位論文完成までの一貫した支援を行う。さらに、学生の学修歴、研究歴及び研究課題に応じて、文献講読、研究会への参加その他の学修機会を設定し、看護学に関する専門知識	４．研究指導 （省略） 面談に応じる研究指導教員は、自己の専門分野と学生の研究希望内容を確認し、研究指導の可否を判断する。学生は、希望する研究指導教員の同意を得たうえで、出願手続を行うものとする。研究指導は、主研究指導教員を中心に、副研究指導教員を加えた複数教員体制で実施する。主研究指導教員は原則、学生が出願時に申請があった教員とし、学生の履修指導及び学位取得に必要な研究指導を実施する。また、研究課題への研究指導が可能な副研究指導教員を１名配置し、主研究指導教員と副研究指導教員による複数教員指導体制を採用し、研究計画立案から学位論文完成までの一貫した支援を行う。 （以下省略）

を深化させるとともに、自律的に研究を遂行する能力を養成する。 （以下省略）	

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（27 ページ）

新	旧
（２）出願資格認定審査 修士課程修了と同等の学力を有すると判断されるが、正式な修士の学位又は修士の学位と同等以上の学位を有しない者（前記「（１）出願資格」の⑦及び⑧の該当者）については、出願資格認定審査を行う。 本課程では、看護師免許の有無又は臨床経験の有無のみをもって出願資格を判断するのではなく、看護学に関する基礎的知識及び研究能力を有することを出願資格認定の要件とする。 具体的には、研究業績調書や研究歴を証明する書類等の審査により、看護に関する専門性をはじめ、保健・医療・福祉等の関連領域に関する専門性、研究課題を適切に設定する能力、研究計画を立案する能力、研究倫理に関する理解等を確認し、本課程において研究を遂行するために必要な基礎的知識及び能力を有しているかを判断する。 （以下省略）	（２）出願資格認定審査 修士課程修了と同等の学力を有すると判断されるが、正式な修士の学位を有しない者については、出願資格認定審査を行う。また、看護資格の有無や経験については不問とし、基礎的研究能力の部分について、書類審査及び面接により評価する。審査にあたっては、以下の資料等をもとに総合的に判断し、この結果は、入学志願者に通知するものとする。 ・学歴・研究歴等を示す証明書 ・研究業績調書（関係する職務内容を含む。） ・出願資格認定申請書（履歴書を含む。） （以下省略）